

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年9月21日開催 投資信託協会]

## 1. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2023年8月末に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、今事務年度の業態横断的なモニタリング方針について記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

## 2. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しているが、2023年9月8日に最新版を公表した。

※ 今回からリストへの掲載要件を見直し。従来は、取組方針・取組状況の公表に加え、事業者の取組方針等の各項目と「原則」の各項目との対応関係を任意の方法で整理・公表すればリストに掲載していたが、任意の方法では対応関係が依然として不明確な先も相応に存在したことから、見直し後は、当庁所定の対応関係表を用い、対応関係を整理・公表することを要件に追加。

- 金融機関におかれては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。

- ・ 策定・公表した取組方針が、

- ①顧客目線になっているか（資産運用・資産形成に向け、どのような支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か）、

- ②従業員目線になっているか（取り組むべき行動が明確であり、営業現場でも実現可能な内容か（＝「取組方針」の品質向上）

- ・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場は取組方針を実践できているか（＝「取組方針」の実践）

### 3. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、2023年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は2024年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

### 4. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、令和5事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点でいい材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気楽に問い合わせ等をしていただきたい。

### 5. Japan Weeks について

- 2023年9月25日から10月6日にかけて、「Japan Weeks」を開催する。海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致した上で、日本の金融資本市場としての魅力や政府の取組み等を発信する予定。
- この期間には、「貯蓄から投資へ」の促進、資産運用立国、サステナブルファイナンス等に関し、多くのイベントが集中的に開催される。また、岸田総理や鈴木大臣を含め、政府関係者の参加も予定しており、この貴重な機会を通じ

て、日本政府の取組み等を積極的に発信していきたいと考えている。イベント開催にご協力いただき感謝申し上げますとともに、同発信について、是非、引き続き、連携を密にしていきたい。もし、各協会で関係するイベントを企画中の場合は、早急にご連絡いただきたい。

- 各種イベントの中には皆様にご参加いただけるものもあるところ、詳細は Japan Weeks の特設ページをご覧ください、ぜひご参加いただきたい。

## 6. 税制改正要望について

- 2023年8月31日、令和6年度の税制改正要望項目を公表した。
  - 主要な項目としては、
    - ①「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた措置として、
      - ・ 関係手続のデジタル化等 NISA の利便性向上等、
      - ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し、
      - ・ 金融所得課税の一体化、
    - ②「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現に向けた措置として、
      - ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し、
      - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長、
      - ・ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング、
    - ③保険については、生命保険料控除制度の拡充、
    - ④暗号資産については、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
- などを要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界各位におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

## 7. 新しいNISAの開始に向けて

- 令和5年度税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、2024年1月より新しいNISAが開始することとなっている。
- 新しいNISA制度は、長期・積立・分散投資を基本とし、企業の成長投資につなげつつ、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な投資が可能なものとなっており、中間層を中心とする幅広い層における長期安定的な資産形成に資するものと考えている。
- 金融庁としては、新しいNISAの活用を通じて、多くの方に資産形成を実現していただきたいと考えているが、そのためには、利用者と日頃から接している皆様の対応や協力が不可欠である。
- 運用会社の皆様におかれては、長期・積立・分散投資により安定的な資産形成を目的とする制度趣旨を改めてご確認いただき、顧客がそれぞれのニーズに応じた投資が実現できるよう、顧客本位での販売・勧誘、信頼されるサービスの提供を、引き続きよろしく願いたい。

例えば、新しいNISAの成長投資枠においては、複利による長期での運用効果が低い毎月分配型商品を対象外としているが、毎月分配型でないにしても、元本を取り崩して分配を行う商品や、分配頻度の高い商品については、長期の資産形成を目的とする制度趣旨に即しているのか、真に顧客のためになっているのかといった観点が必要と考えており、販売・勧誘にあたっては、よくご確認いただきたい。

- これらも含め、業界の皆様とは、NISAのブランド化に向けて、顧客本位の観点から、商品・サービスをより良いものにしていくべく、これ以外の論点も含めて引き続き議論させていただきたい。

## 8. サステナブルファイナンスの取組について

- 2023年6月に報告書をいくつか公表したのでご紹介する。
- 1つ目は、6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートにご協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組

みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸い。

- 2つ目は、6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会性と収益性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、本年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸い。
- 3つ目は、6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。ガイド5「リスクマネー供給」においては、個人投資家にとって身近なリスクマネー供給手法の例として、投資信託を挙げている。いわゆる「ウォッシュ」にならないよう留意する必要があるが、ESG商品の多様化を期待したい。

## 9. 2023年7月G20及び9月G20サミットの成果物について

- 2023年7月17日から18日にかけて、インドのガンディーナガルにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が、9月9日から10日にかけてインドのニューデリーでG20首脳会議が開催された。両会合における金融分野の主な成果をご紹介したい。
  - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、FSBのハイレベル勧告を支持するとともに、FSB及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。また、暗号資産に関するFATF基準のグ

ローバルな実施の加速や、DeFi 及び個人間で行われる取引（P2P 取引）を含む新たな技術やイノベーションのリスクに関する作業への支持が示された。加えて、G20 首脳宣言では、9月7日に公表された IMF 及びFSB による統合報告書が歓迎され、同報告書に含まれたロードマップの今後の実施について G20 財務大臣・中央銀行総裁が議論することとされた。同報告書においては、FSB の作業と併せて、IMF が検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれている。

- ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
- ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された2023年6月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
- ・ また、2023年6月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関するFSBの市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティーへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
- ・ その他の金融セクターの課題については、OECD 閣僚理事会で採択されたG20/OECD コーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関するFSBの市中協議報告書等が歓迎された。

○ 引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

## 10. 資産運用立国の実現に向けた取組みについて

- 資産運用立国の実現に向けた取組みについては、年内の具体的な政策プランの策定に向けて、関係者から課題認識を伺いながら検討を進めているところ。
- 方向性については、2023年8月末に公表した「金融行政方針」でお示ししているとおりであり、関係省庁との連携を含め全庁的な取組みになるが、監督部門としては、金融グループに属する資産運用会社に関し、グループ内での経

営戦略上の位置づけや運用人材育成の状況などについて注視していきたいと考えている。

- また、2023年4月に公表した「資産運用業高度化プロGRESSレポート2023」にもあるとおり、投資信託基準価額の一者計算の実現と普及に向けた一層の取組みにも期待しているところであり、協会が中心となって、引き続き主導的に取り組んでいただきたい。当局としても、引き続き必要な協力をさせていただくつもりである。

## 11. 「資産運用業大会」について

- 2023年11月に、日本投資顧問業協会との共催により、「資産運用業大会」が開催されるものと承知している。「資産運用立国」というトピックがある中で、本年は特に注目度が高いものと思われるが、本大会は、業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良い機会だと考えている。
- ぜひともこのような機会を通じて、資産運用業界全体が、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形成に向けた社会的使命を改めて確認し、業界一丸となって資産運用立国の実現に向けて取り組んでいただくことを期待している。

## 12. 公認会計士・監査審査会の活動について

- 公認会計士・監査審査会では、監査業界の現状や審査会によるモニタリングの状況、監査を巡る環境変化への対応などについて、市場関係者や一般の方々にわかりやすく提供することを目的とし、モニタリング・レポートを作成しており、2023年7月14日に令和5年版を公表したところである。
- 監査業界の概観では、監査業務収入の79.3%が大手監査法人に集中しているものの、近年では、大手の割合が減少傾向にあるとしている。
- 審査会のモニタリングでは、検査結果を踏まえた総合評価の状況を示している。平成28事務年度以降に着手した検査において、最上位区分（総合評価1）「良好であると認められる」とされた法人は存在しない。

前事務年度において、準大手監査法人で初めて（総合評価4）となる事案が発生した。

また、中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる。

- 監査事務所の運営状況では、監査法人のガバナンス・コードの改訂（令和5年3月）について、公認会計士法の改正等により、上場会社等の監査を担う監査法人は、コードに則った業務管理体制や情報開示体制を整備することが義務付けられている。また、コードは中小監査法人等の受入れにも馴染む内容となっている旨を紹介している。
- 会計監査人の異動の状況について、引き続き、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への異動の傾向が継続している。
- 監査をめぐる環境変化への対応では、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化として、公認会計士法改正により、上場会社監査を行う監査法人等に対して、法律上の登録制度が導入されたことに対応し、登録の審査については、日本公認会計士協会内に新設した「上場会社等監査人登録審査会」が行うほか、協会の品質管理レビューを利用し、登録上場会社等監査人としての適格性を確認するとされている。
- なお、こうした状況を踏まえ、審査会では、
  - ・ 上場会社監査の担い手の変化に伴い、資本市場における役割が増大している準大手監査法人について、これまで原則3年に1度実施していた検査を、原則2年に1度実施することとしたほか、
  - ・ 改正公認会計法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことにも鑑み、（今事務年度においても、）中小監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。
- この他、「監査事務所検査結果事例集」や「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、審査会ウェブサイトに掲載しているので、ご活用いただければ幸いです。

（以 上）